

## 林業・木材産業体質改善支援保証について

### 1 目的

一層の景気低迷が懸念される中で、信用力のせい弱な林業者・木材業者が、原料・燃料の転換や省エネ設備・高性能林業機械の導入など経営体質の改善等に取り組む場合に資金が円滑に融通されるよう、林業信用保証において新たな措置を講ずる。

### 2 保証申し込み受付期間

平成21年2月1日 ~ 平成22年3月31日

### 3 保証の内容

#### (1) 保証対象資金の内容

林業・木材産業において、原料・原木の仕入れ、製品の製造・加工、販売等の事業経営に当たって、新たな方式の導入等により経営体質の改善を図るのに必要な資金、具体的には、外材から国産材への原料転換、木質バイオマスを活用した木くず焚きボイラー、省エネ設備、高性能林業機械等の導入などに必要な事業資金とする。

#### (2) 保証対象者

(1)の経営体質の改善措置を講ずる林業者・木材業者で、体質改善のための計画書を提出した者。  
正常先もしくは要注意先とし、具体的には以下の要件を全て満たす者(ただし、最終的には基金の審査による)

- ・原則として自己資本が実質債務超過になっていないこと
- ・融資機関借入金に延滞がないこと
- ・融資機関借入金総額が年商以内であること

#### (3) 資金の用途

素材生産業、木材・木製品製造業、きのこ生産業等にかかる事業資金  
(木材卸売業については、各都道府県が認定する合理化計画の認定枠内での利用となります。)

#### (4) 保証の範囲

100%保証

#### (5) 保証期間

運転資金については原則3年以内(特認5年)  
設備資金については15年以内  
原則として更新を認めない臨時保証扱いとする。

#### (6) 連帯保証人及び担保

- ・連帯保証人 保証能力のある者1名以上(組合・会社の場合、代表者含む)
- ・担保 無担保の限度額5千万円(他の資金と別枠。ただし、財務内容等を基金が審査して決定)  
設備資金については、原則担保徴求とする。

#### (7) 保証料率

0.20~1.30%(財務内容による)

### 4 償還方法

原則として長期保証分は分割弁済とし、最長6カ月の据置期間を認める。

### 5 問い合わせ先

独立行政法人農林漁業信用基金 林業部 保証課 Tel 03-3294-5585